



争議支援行動 憲法・労働者の権利が生きる職場を

自由記載欄には半数以上の方が記載されていました。いくつか紹介します(記載者の趣旨を外さない範囲で、編集部が責任で一部表現を変更しています)。明らかな労働基準法違反の実態が浮かび上がってきます。

「私は管理職である。管理職とは名ばかりだ。管理職手当はないのも一緒である。私を殺す気か!」(40代・正規社員)、「アパレルの販売業をしていますが、達成できない予算を出され、年々給与が下がっています。退職金にもかかわるのでこの先不安です」(50代・正規社員)、「パートで働きはじめて10年。時給は850円から890円に上がった。健康保険や厚生年金等は無縁です」(50代・アルバイト・パート)、「3年間働い

「違法状態が日常」

ていますが1円も給料はあがりません。有給休暇はありますが、病気になるのと取得できません。仕事で使う道具も自分で買わなくては行けない(60代・アルバイト・パート)、「パイ

ト代の時給が最賃より低い(30代・アルバイト・パート)、「勤務中にけがをしても治療費は自腹です」(50代・アルバイト・パート)、「みなし管理職として残業代が支払われないどころ

大阪労連と大阪争議団共闘会議は5月22日、府内各地で争議支援行動を展開しました。大阪市役所前での出発集会には約200人が参加。「思想調査アンケート」など民主主義破壊は許さないと大阪市に対し抗議・要請を行いました。その後、ダイキン工業・オレンジコープなど雇止め・リストラなど不当な攻撃を行っている企業に対する要請行動を行いました。

か、給料は下がる一方(50代・正規社員)、「年離れた両親と最期になるだろう旅行のために、1日有給休暇をとったら『理解のない親だ。許さない』と怒られた」(40代・正規社員)、「派遣から直雇用になったものの、契約社員までにはならないオフィスパートナーという雇用形態。ボーナスは1日の日給程度。部署が閉鎖になれば異動はなく即解雇らしい」(40代・その他)、「有給休暇ぐらいいはほしい」(40代・正規社員)、「4人家族にはきつい給料。管理職だが名ばかり。残業が多いが残業代がでないので、割にあわない」(50代・正規社員)、「時間外の手当は30分以上からつくが、毎日29分になるとタイムカードを上司が押す」(30代・正規社員)

やばい! 給料あげて! スラング企業アカン



生涯ハケン!? 残業代ゼロ? とんでもない!!

安倍内閣が策動している労働法制の大改悪。労働環境をめぐっては、年収200万円以下の非正規労働者が2000万人を超え、「ブラック企業」の横行など解決すべき課題は山積です。ところが、解雇が自由にできる「特区」の創設、残業代ゼロのホワイトカラー・エグゼンプション、生涯派遣のまま、自由に解雇できる限定正社員などより一層の改悪が目白押し。日本の社会を守るためにも断固反対し、この策動をやめさせることが必要です。



安倍雇用「改革」NO!

市民と自分のために ええ仕事がしたい

衛都連第18回 職場・職種別交流集会

6月20日(金)14:00~21日(土)16:30
シティプラザ大阪

記念講演 「憲法から見た自治体と自治体労働者」
宇都宮 健児さん(元日弁連会長)

き努力」など、今後のたたかいつながる回答を引き出しています。これらは、一時金要求を真正面に据えた衛都連統一闘争の成果です。また、府職労では6月20日を山場に夏季闘争で生活改善をめざします。



5月13日 衛都連が府市町村課と交渉

「賃金確保」など、今後のたたかいつながる回答を引き出しています。これらは、一時金要求を真正面に据えた衛都連統一闘争の成果です。また、府職労では6月20日を山場に夏季闘争で生活改善をめざします。

衛都連の夏季・一時金統一闘争は5月20日第1回交渉を皮切りに、29日を山場に4回の交渉に臨みました。山場交渉は、23単組が交渉を配置。決起集会・交渉団への参加は1620人を超え、当局を追及しました。寝屋川では「初任給4号引き上げ、在職者調整は継続協議」と回答。松原では、インフル予防接種補助費の新設。その他の単組でも定時にむけ引き続

夏季闘争

今後につながる回答を引き出す

衛都連

大阪市の橋下市長が大阪市労組の組合事務所使用を一時的に不許可にしたことに対する「使用不許可処分取消等請求事件」が5月14日に結審となりました。廊下で待機する人も含め70人の傍聴支援がありました。審理の終結にあたって、原告代理人の城塚弁護士が大阪市の団結権侵害を事実で示し、大阪市の言い分が破たんしていること、労使関係条例12条についても憲法や労組法が禁じており、条例で合法化できないことなどの意見陳述を行いました。判決で必ず勝利命令を勝ち取るために、引き続き裁判所への要請署名を積み上げることが重要です。

大阪市労組 組合事務所裁判が結審 判決は9月10日



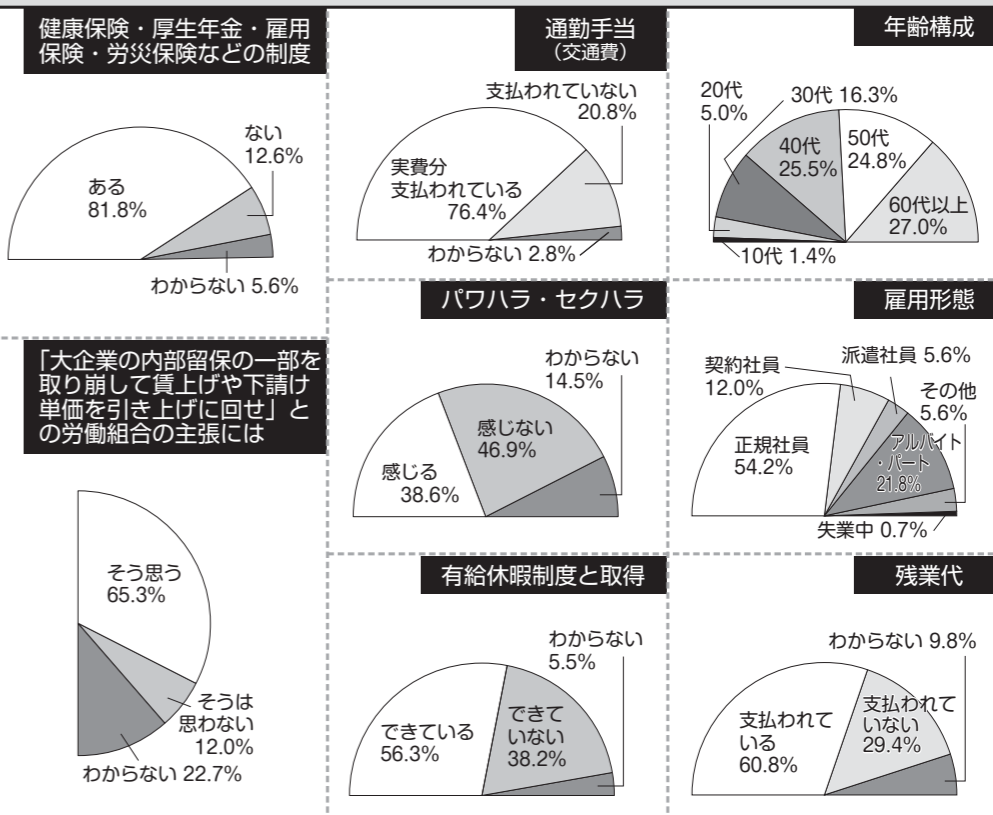
結審後の報告集会(5月14日)

勝利判決を勝ち取るために力をつくそう!

「きずなアンケート」ハガキ 中間集計発表

大阪自治労連が取り組んでいる「きずなアンケート」vol.2のハガキ付きリーフに約150通の返事があり(6月11日現在)、中間集計がまとまりました。単純集計結果は下のグラフのとおりです。

残業代がきちんと支払われているが60.8%、交通費は実費分支払われているが76.4%、有給休暇制度があり実際に取得できているが56.3%、健保・年金・雇用保健・労災があるは81.8%です。正規社員の場合、残業代は管理職のため支払われていないケースはあるでしょうが、それにしても低い数字です。パワハラ・セクハラを感じるは38.6%ですが、正職員では「感じる」が多数となっています。健保・年金・雇用保険・労災はさすがに正規社員は91.3%と高い数値ですが、他の雇用形態で「わからない」が多数を占めています。



正規社員でも労働基準法違反の実態が

今月のキーワード

集团的自衛権

他の国家が武力攻撃を受けた場合に直接に攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う国際上の権利。その本質は、直接に攻撃を受けている他国を援助し、これと共同で武力攻撃に対処するということにあります。なお、第三国が集团的自衛権を行使するには、宣戦布告を行い、中立国の地位を捨てる必要があり、宣戦布告を行わないまま集团的自衛権を行使することは、戦時国際法上の中立義務違反となります。日本は、戦争放棄などを定めた憲法9条との兼ね合いで「国を防衛するための必要最小限の範囲を超える」と解釈し、集团的自衛権の行使を禁じています。

ジェンダー平等にむけて

公的年金の財政見直し

ニッセイ基礎研究所が公的年金の財政見直しを発表しました。現在の年金制度は、少子化に合わせて支払う年金額を調整(削減)することで財政のバランスを取っていますが、女性の労働参加がすすみ出生率が上がれば、将来の給付水準が法律で定められた下限を上回る結果となりました。女性の労働参加と少子化脱却という2つの課題の同時達成、即ち男女が協力して子どもを育てながら仕事を続けられる社会の実現が年金、ひいては日本の未来にとっても重要と言えそうです。